

# 湯梨浜町景観計画



令和3年4月

湯梨浜町

第1章	はじめに	
1	景観とは	2
2	景観計画の背景	2
第2章	湯梨浜町の景観の現状	3
第3章	景観計画の区域	
1	景観計画区域	4
2	景観形成重点区域	5
第4章	良好な景観の形成に関する方針	
1	景観形成の目標	6
2	景観形成の基本方針	7
第5章	行為の制限	
1	手続きの流れ	9
2	届出対象行為	10
3	景観形成基準	11
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	17
第7章	今後の取組について	
1	景観審議会の設置	17
2	景観計画の見直し	17

## 第1章 はじめに

### 1 景観とは

『景観』とは、目に見えるものとして私たちを取り巻く環境そのものであるとともに、それを見る人の心の状態や見る場所などが合わさって、人の心に表れるものでもあります。そのため、情緒的な気持ちを込めて『風景』や『情景』という言葉を用いることもあります。また、一言で『景観』と言っても、展望台のような定点からの眺めだけでなく、歩きながら移り変わる風景や、時間帯や四季折々にその表情が変わるもの、歳月を経て時代や人々の生活とともに育まれたものなど様々です。

### 2 景観計画の背景

本町は、鳥取県中部の日本海沿岸に位置し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市とそれぞれ接しています。中部圏域の中心地である倉吉市街地まで約10km、県庁所在地の鳥取市街地から西に約35kmの位置にあります。

また本町は、豊富な湯量の温泉資源や特産の二十世紀梨に加え、白砂青松の海岸など美しい自然環境に恵まれており、これらの地域資源を活用しながら魅力的なまちづくりを推進しています。特に東郷池及び周辺に形成される風光明媚な自然景観は、町民、事業者、県及び町で組織する東郷湖・未来創造会議の取組のほか、レークサイド・ヴィレッジゆりはまの開発事業など、本町のまちづくりにおいて、政策遂行のための重要な資源になっています。

国においては、平成17年6月に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が全面施行されました。これを受け、本町は鳥取県との協議を経て、景観法に基づいた景観形成に関わる行政事務を行う景観行政団体になり、良好な景観形成の促進を図ることにより、町民がゆとりと愛着を感じられる美しく魅力的なまちづくりに資するための独自の「景観条例」を制定し、さらにその実効性を高めるために必要不可欠な「景観計画」を策定しました。



## 第2章 湯梨浜町の景観の現状

本町は、平成16年10月1日に「羽合町」「東郷町」「泊村」が合併して誕生しました。羽合地域には、海岸部に砂丘地帯が、平野部に水田地帯が広がっており、東郷地域には、山間部に二十世紀梨の果樹園が広がっており、泊地域には、海岸部に昔ながらの漁村風景が広がっています。また、羽合地域と東郷地域を跨ぐ本町の中央部には、面積約4km<sup>2</sup>の東郷池があり、東郷川等の河川から流れ込んだ水が、橋津川によって日本海へ流れ出しています。このように本町は、山、海、池、川、平野など、豊かな自然環境に恵まれており、町全域にバリエーション豊かな自然景観が広がっています。

その一方で、近年は空き家、空き地（荒廃地）及び荒廃農地が増えているほか、特に東郷池周辺では太陽光発電設備の建設や竹林面積の増加など、以前は見られなかった景観に対する懸念が生じている状況があり、これらの課題への対応と良好な景観資源の保全が求められています。



羽合平野



松崎地区の桜並木



東郷池と二十世紀梨の果樹園



東郷池周辺に繁茂する竹林





泊の漁村風景



石脇海岸

### 第3章 景観計画の区域

#### 1 景観計画区域

本町では、自然景観など地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、本町全域を景観計画区域に定めます。

これにより、景観計画に定める方針、届出対象行為や行為の制限の対象区域を町内全域とし、町内全ての地域において景観法に基づく施策を活用します。

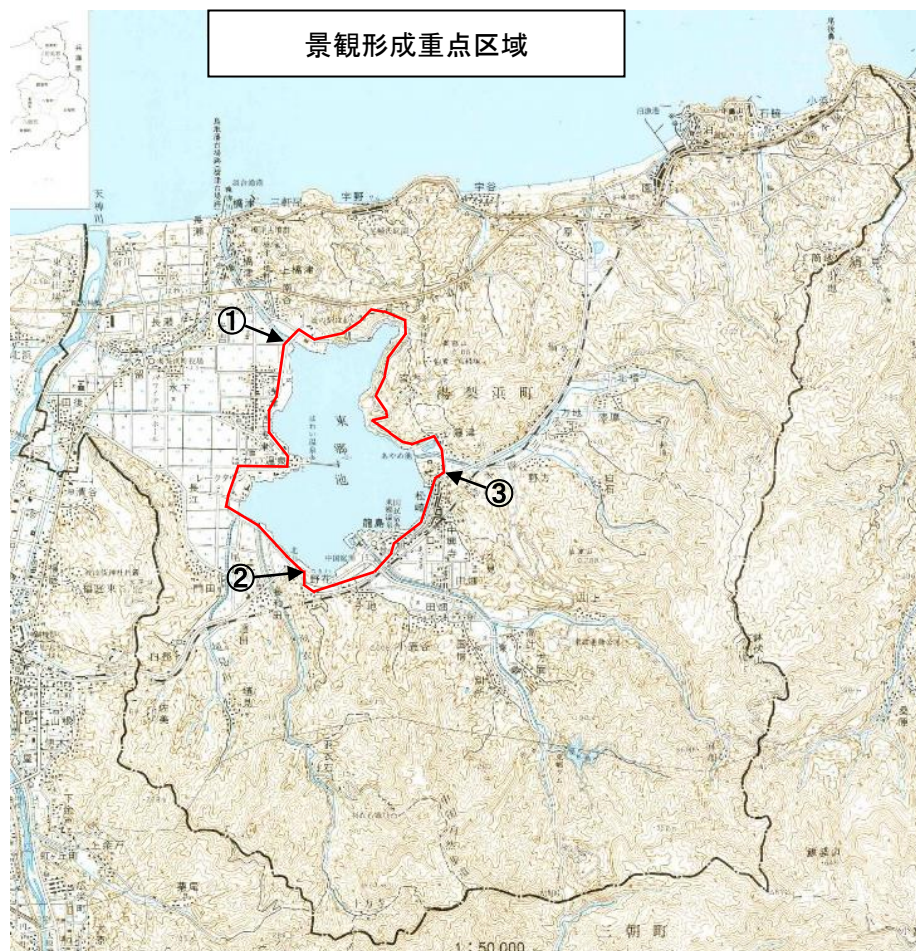


## 2 景観形成重点区域

景観計画区域の中で、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を「景観形成重点区域」として定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めます。

### ○東郷池景観形成重点区域

本町は、町の強みである「東郷池」を生かしたまちづくりを行っています。これにより、東郷池を中心とした豊かな自然などの良好な景観の保全・育成を図っていくため、東郷池とその周辺の区域を「東郷池景観形成重点区域」として定めます。



※県道東郷湖線、県道倉吉青谷線、県道東郷羽合線の内側（池側）

#### 【各路線の区間】

- ・ 県道東郷湖線：浅津橋南端 ～ 長和田三叉路 (①～②)
- ・ 県道倉吉青谷線：長和田三叉路 ～ 藤津交差点 (②～③)
- ・ 県道東郷羽合線：藤津交差点 ～ 浅津橋南端 (③～①)



## 第4章 良好な景観の形成に関する方針

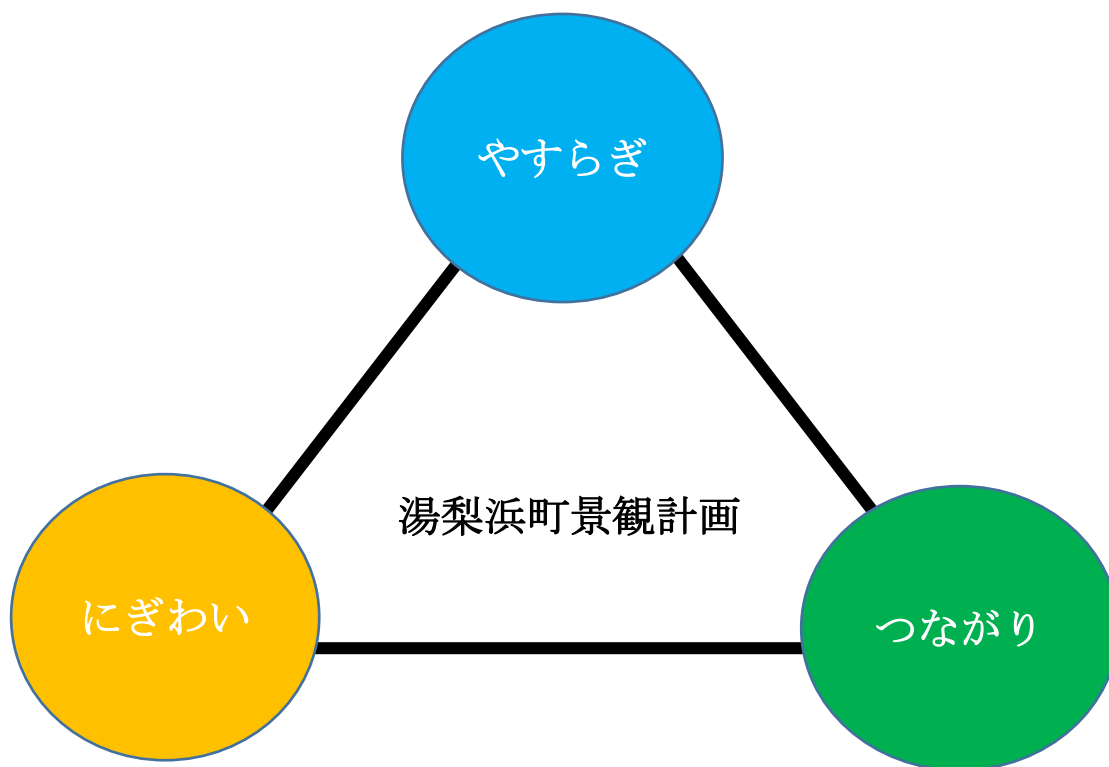
### 1 景観形成の目標

本町は、白砂青松の海岸や東郷池など美しい自然環境に恵まれており、特に東郷池を町のシンボル（宝）として、総合的な観光振興、農林水産業振興、観光施策などを推進するため、平成20年度から「東郷湖活性化プロジェクト事業」を開始しました。この事業は、様々な東郷池を通じた活動の情報を共有しながら、その融合を図り、環境、観光、資源の分野における振興、地域活性化を図ることを目的としたもので、この取組の一つとして、町民主体となって今後のまちづくりを推進するため、平成23年度に「東郷湖・未来創造会議」を設立し、『天女のふる里づくり』のコンセプトのもと、町の強みである「東郷池」「天女」を生かしたまちづくりを推進しています。

このように、東郷池及び周辺に形成される風光明媚な自然景観は、東郷湖・未来創造会議の取組のほか、レークサイド・ヴィレッジゆりはまの開発事業など、本町のまちづくりにおいて、政策遂行のための重要な資源になっています。

この東郷池を中心とした豊かな自然に恵まれた良好な景観を、町民、事業者、県及び町が協働し、保全・育成を図っていくことで、魅力と活気あふれるまちづくりを推進することが重要だと考えます。

本計画では、『やすらぎ・にぎわい・つながりのある景観づくり』を基本目標とし、町民がゆとりと愛着を感じられる景観まちづくりを目指します。



## 2 景観形成の基本方針

### ○基本方針1 誰もが心やすらぐ景観の保全・育成

やすらぎ

本町内に広がる自然景観は、町民のみならず、本町を訪れる観光客や来訪者にも「やすらぎ」を与えています。

この自然景観は、昔からある本町の風土だけでなく、そこに暮らす住民の生活により培われたものです。町内に建設・設置される建築物や工作物などが自然景観を損ねず、調和がとれるよう人為的に誘導していき、自然景観を保全していきます。



東郷池



四ツ手網

### ○基本方針2 景観を活用したにぎわいと潤いのあるまちづくり

にぎわい

本町では、「ウォーキングリゾート」として、『東郷湖を巡る道』の他6コースをウォーキングコースとして整備しているほか、韓国済州島と提携した『済州オルレ友情の道』に基づくウォーキングコース整備を行うことによる、健康のためのウォーキングに併せて、コース内に在る観光地・観光施設及びはわい温泉・東郷温泉の利用を促進しています。その中でも、『東郷湖を巡る道』では、ノルディックウォーキング大会や「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」としてウォーキングしながら温泉や本町の食が楽しめるイベントを企画し、町外からの人の流れを促し、にぎわい創出も図っています。

また、こうしたウォーキングや観光を目的とした町外からの来訪者に、再び本町に来たいと思っていただくためにも、魅力あるまちづくりや観光地づくりにつながる景観づくりに努めていきます。





ウォーキング大会



中国庭園

### ○基本方針3 町民との協働による景観づくり



本町では、春・秋の年2回、「東郷池一斉清掃」や「海岸一斉清掃」といった町民参加型の美化活動を実施しているほか、平成20年度から「東郷池を守り育てるアダプトプログラム」として、地域住民やボランティアによる40団体（令和2年10月末時点）が、東郷池及び周辺での清掃活動をはじめ、バラの植栽、カヌーによる湖面清掃など、様々な活動で東郷池とつながっています。

また、本町のまちづくりコンセプトである「天女のふる里づくり」の一環として『花と緑の夢空間プロジェクト』を掲げています。これは東郷池周辺の自然景観を活かした町民参画型の緑化活動で、現在は東郷地域にあるさくら工芸品工房の敷地内で、宇宙桜の植栽を中心にその周囲を花木で緑化するガーデンづくりを近隣地区住民と協働して行っています。将来的には、こうした地域住民参加型の緑化活動を東郷池の周回全域に広げていきます。



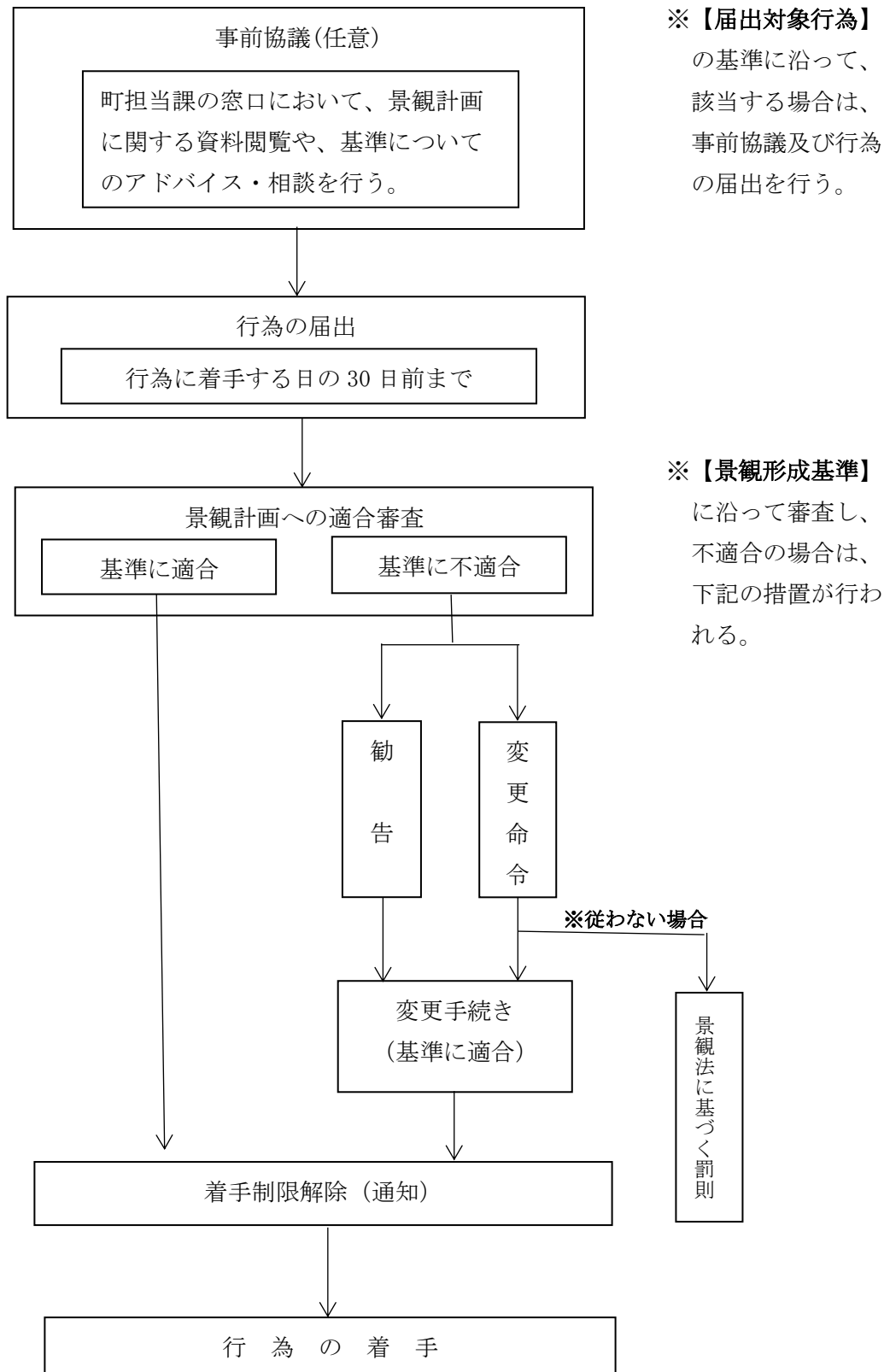
地元ボランティアによる緑化活動



東郷池湖畔の芝桜

## 第5章 行為の制限

### 1 手続きの流れ



## 2 届出対象行為

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為及び同条第7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為の種類及び規模を整理すると、当該届出又は通知が必要とされる行為は、以下のとおりになります。

行為又は基準		景観計画区域	東郷池景観形成重点区域
建築物の新築、増築、改築又は移転等		当該建築物の高さが <b>13m</b> を超える、又は建築面積が <b>1,000 m<sup>2</sup></b> を超える	当該建築物の高さが <b>13m</b> を超える、又は延べ床面積が <b>200 m<sup>2</sup></b> を超える
工作物の新築、増築、改築又は移転等	第2条第4号アからサまでに掲げる工作物（煙突等）に係るもの	当該工作物の高さが <b>13m</b> （建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが <b>5m</b> 又はその上端の地盤面からの高さが <b>13m</b> ）を超え、又は築造面積が <b>1,000 m<sup>2</sup></b> を超える	当該工作物の高さが <b>5m</b> （建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが <b>1m</b> 又はその上端の地盤面からの高さが <b>5m</b> ）を超え、又は築造面積が <b>500 m<sup>2</sup></b> を超える
	第2条第4号シに掲げる工作物（電線等）に係るもの	当該工作物の高さが <b>20m</b> を超える	当該工作物の高さが <b>15m</b> を超える
	第2条第4号スに掲げる工作物（塀等）に係るもの	当該工作物の高さが <b>3m</b> を超える	当該工作物の高さが <b>1.5m</b> を超える
	第2条第4号セに掲げる工作物（自動車車庫等）に係るもの	当該工作物の高さが <b>13m</b> を超える、又は築造面積が <b>1,000 m<sup>2</sup></b> を超える	当該工作物の築造面積が <b>200 m<sup>2</sup></b> を超える
開発行為		当該行為に係る土地の面積が <b>10,000 m<sup>2</sup></b> を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが <b>5m</b> 又は長さが <b>10m</b> を超える	当該行為に係る土地の面積が <b>500 m<sup>2</sup></b> を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが <b>1.5m</b> を超える
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）又は水面の埋立て若しくは干拓		当該行為に係る土地の面積が <b>10,000 m<sup>2</sup></b> を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが <b>5m</b> 又は長さが <b>10m</b> を超える	当該行為に係る土地の面積が <b>500 m<sup>2</sup></b> を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが <b>1.5m</b> を超える
木材の採伐		伐採面積が <b>10ha</b> を超える	伐採する木竹の樹高が <b>10m</b> を超える、又は伐採面積が <b>500 m<sup>2</sup></b> を超える



屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積物件の高さが <b>5m</b> を超える、又はその用に供される土地の面積が <b>1,000 m<sup>2</sup></b> を超える	堆積物件の高さが <b>1.5m</b> を超える、又はその用に供される土地の面積が <b>100 m<sup>2</sup></b> を超える
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが <b>13m</b> を超える	当該照明の対象となる建築物等の高さが <b>5m</b> を超える

### 3 景観形成基準

良好な景観の形成のために行為の基準を以下のとおりとし、町内で行われる行為を景観形成基準に適合したものにするとともに、公共工事においても、この景観形成基準に十分に配慮を行います。

対象行為	項目	景観計画区域	東郷池景観形成重点区域	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街並み等に対する周辺並びに展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。</li> </ul>	勸告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>		勸告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化はできる限り多く速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。</li> </ul>		勸告対象

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>		
建築物・ 工作物の 新築、増 築、改築 又は移 転、外観 を変更す ることと なる修 繕、若し くは色彩 の変更	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。</li> </ul>	勸告 対象
	規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東郷池の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> <li>・電柱及び送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）は、高さをできる限り低く抑えること。</li> </ul>	勸告 対象
	外観 (形態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等(※)は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観と調和した形態および意匠とすること。</li> </ul> <p>※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる東郷池及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等(※)は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態および意匠とすること。</li> </ul> <p>※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> <li>・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>	勸告 対象
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合</li> </ul>	変 更 (原 状 回	

	<p>は、その数を最小限とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラー(※)は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="470 582 869 779"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	<p>は、その数を最小限とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラー(※)は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="906 582 1292 779"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電線等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度が6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りではない。</li> </ul>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	<p>復 ) 命令 対象</p>
有彩色の色相	彩度																		
0.1R～10R	4以下																		
0.1YR～5Y	6以下																		
上記以外の色相	2以下																		
有彩色の色相	彩度																		
0.1R～10R	4以下																		
0.1YR～5Y	3以下																		
上記以外の色相	2以下																		



	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとする。</li> </ul>	勧告対象	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く）の3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10㎡以下である場合は、この限りではない。</li> <li>・自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く）の3%以上を緑化すること。</li> <li>・自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>	勧告対象	
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	位置	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>・急斜面は避けること。</li> </ul>	勧告対象
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただしやむを得ない場合には、次のようにすること。</li> <li>① 法面は緑化可能な勾配にすること。</li> <li>② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態および素材とすること。</li> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただしやむを得ない場合には、次のようにすること。</li> <li>① 法面は緑化可能な勾配にすること。</li> <li>② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態および素材とすること。</li> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> <li>・既存の自然地形を生かし、周辺地形と調和させること。</li> </ul>	勧告対象	
	緑化	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。</li> </ul>	勧告対象

木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	勸告対象																
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勸告対象																
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	勸告対象																
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から堆積されている物件が見えないように遮へいすること。</li> <li>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</li> <li>・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から堆積されている物件が見えないように遮へいすること。</li> <li>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</li> <li>・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度																		
0.1R～10R	4以下																		
0.1YR～5Y	6以下																		
上記以外の色相	2以下																		
有彩色の色相	彩度																		
0.1R～10R	4以下																		
0.1YR～5Y	3以下																		
上記以外の色相	2以下																		
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	・埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勸告対象																

特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の対象物を照射するものであること。</li> <li>・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</li> </ul>	勸告 対象
------	----	---	----------



## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1 景観重要建造物の指定の方針

自然、歴史、文化等から見て、良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から望むことができるものは景観重要建造物に指定し、積極的にその保全及び活用に努めます。景観重要建造物を指定する場合は以下のいずれかの項目に該当するもので、指定に当たっては、景観審議会の意見を聴くこととします。

- その地域の歴史、文化を感じられ、景観上の特徴がある外観のもの。
- 地域の良好な景観形成の象徴（ランドマーク）となるもの。

### 2 景観重要樹木の指定の方針

自然、歴史、文化等から見て、良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から望むことができるものは景観重要樹木に指定し、積極的にその保全及び活用に努めます。景観重要樹木を指定する場合は以下のいずれかの項目に該当するもので、指定に当たっては、景観審議会の意見を聴くこととします。

- 歴史的価値や文化的価値を問わず、多くの町民に親しまれている樹木
- 地域に古くからあり、景観上の特徴がある樹木
- 樹形に特徴があり、地域のシンボルとなっている樹木

## 第7章 今後の取組について

### 1 景観審議会の設置

本町の景観行政の適正な運営を図るため、「湯梨浜町景観審議会」を設置し、良好な景観形成に関する事項について、必要に応じて調査、審議を行います。

また委員は、学識経験者や公募による者、その他町長が特に必要があると認めた者で構成し、町民、事業者、県及び町が連携できる体制をつくります。

### 2 景観計画の見直し

良好な景観形成を維持していくためには、計画のとおりに取り組むだけでなく、実状に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

そのため、今後、個別の案件が発生した場合は、その都度対応するだけでなく、必要に応じて湯梨浜町景観審議会にて情報共有し、審議のうえ実情にあった計画内容に変更することとします。